

戦後教育改革期における公立女子大学の設立過程

－教育理念と学部・学科組織を中心に－

湯川 次義

はじめに

本論文は、戦後教育改革期に設けられた公立の4年制女子大学（大阪女子・高知女子・熊本女子・福岡女子大学）に着目し、その設立過程及び教育理念、学部・学科組織について分析し、その特徴を明らかにするものである。学部・学科組織については、設置審査の実務にあたった大学設置委員会による審査結果もあわせて検討する。さらに、これらの考察の前提として、専門学校などの新学制への転換についての文部省の方針を確認する。

筆者は、戦後の女性の大学教育の確立について、その政策や過程を明らかにするとともに、共学と別学の2系統で成立した点がその歴史的特徴であったとの視点から、旧男子系大学の共学化の実際及び女子大学の設立過程や実態を究明する研究を構想している。本研究は、この構想の下に、1948年以降に設立された女子大学を国・公・私立の設置主体別に考察する研究の一つに位置づけるものである。

周知のように、1948年3月に初めて女子大学の設立が実現し、49年からその設立が本格化した。しかし、その経過はやや複雑であることから、全体を把握する意味で、女子大学の設立をめぐる動きについて簡単に確認しておきたい。

敗戦後には、女子大学の設立をめぐる二つの流れがあった。一つは医学教育の水準向上の観点から医学専門学校を旧制大学に「昇格」させようとするGHQのPHW（公衆衛生局）の方針で、47年6月に旧制の女子医科大学が認可された動きであり、名古屋女子医科・東京女子医科・大阪女子医科大学の予科が設立されている。もう一つは48年3月に文学系・家政学系の新制女子大学5校が設立されるなどの動きであり、女子高等教育機関による戦前からの大学設立構想の流れを引き継ぐ、女性の大学機会の拡充を目指すものであった。

前者の女子医学専門学校の大学昇格については既に拙稿¹⁾にまとめており、本論文で考察対象とするのは、後者の文学や家政学を中心とする女子大学の設立についてである。これは二つの時期に区分できる。第1期は、1945年12月の「女子教育刷新要綱」の閣議諒解や女性参政権の確立などの時代状況を受け、旧学制の下で個別女子高等教育機関が大学設立を構想した時期であった。第2期は、女子大学設立が行き詰っていたことを受けた46年8月以降の時期であり、CIEのホームズ(L.H.Holmes)らの助言を受けながら女子高等教育機関が連携し、その結果48年3月に5校の女子大学の設立が実現した。

二つの時期の間には、米国教育使節団の報告書の提出(46年3月)、学校教育法制定による新学制の確立(47年3月)、大学基準協会による大学設置基準の採択(47年7月)など、大学制度の確立や実施に向けた動きが進展していた。これと並行して女子大学設立を実現しようとする動きが活発となり、東京女子高等師範学校を中心とした女子教育研究会の組織化(46年8月)や津田塾専門学校などによる女子大学連盟の結成準備(46年10月)、さらには大学基準協会での家政学部教育基準の承認(48年5月)などが進んでいた。

本論文が対象とする4公立女子大学が設けられた1949、50年の時期は、48年3月に5女子大学を含む12大学が先行的に認可された後で、本格的な新制大学制度実施に向けた文部省の政策や基準がほぼ整えられていた時期に位置づいている。

4年制大学の設立が一段落するのは50年であったが、同年までに設けられた女子大学は36校を数えた。これらを設置主体別に見ると、国立2校、公立4校、私立30校であった。

本論文では、上述したように女子大学の設立過程や設立された大学の特徴を設置主体別に考察する研究の一つとして、公立女子大学の設立過程とその実態の一端を考察する。

本論文に関係した先行研究を確認すると、女子大学の設立をめぐる研究としては、その制度的承認に向けた論議や政策的プロセスが中心で、CIE 女子教育担当官のドノヴァン (E. R. Donovan) とホームズに焦点をあてた上村千賀子や土屋由香の研究、日本の女子教育界の女性リーダーに焦点をあてた石井瑠奈の研究がある。さらに、野坂尊子は家政学に着目して女子大学の設立を考察している²。しかし、個別学校がどのような女子大学を構想し、最終的にどのような理念・学部組織の大学として成立したのかについて、詳細な研究はなされていない。個別女子大学の設立過程及び実態を明らかにしたものとしては、日本女子大学の事例を中心に考察した真橋美智子の研究、第1期の女子大学構想や神戸女学院大学の設立過程を考察した拙稿が見られる程度である³。特に、公立女子大学の設立過程についての研究は乏しく、村田鈴子による論考や野坂による戦後の家政教育の再編を考察する中で高知女子大学の設立を扱った論文などに限られている⁴。さらに、専門学校の新学制への転換についての文部省の政策も必ずしも明確にはされていない。

以上のような研究状況の下で、本研究の課題は、第一に設置者としての府県や議会の動向、さらには旧女専の動きを分析することにより、公立女子大学がどのような背景・過程で設立されたのかを明らかにすることにある。第二に、その過程で女子大学の必要性めぐってどのような議論がなされ、女子大学にどのような教育理念が設定されようとしたのかを探る。特に旧来の特性教育論を克服して、新しい大学教育理念を構築し得たのかに着目する。第三に、女子大学の組織としてどのような学部・学科が設けられたのか、旧女専の専門との対比も含めて考察する。第二、三点については、個別女子大学の設置の可否を審査した大学設置委員会の審査結果もあわせて検討する。第四に、このような動きの背景となった専門学校の新学制への転換についての国の政策を検討する。第五に、他の高等教育機関と統合して共学化した旧公立女子専門学校の場合との対比を行い、この時期の公立大学における別学化と共学化の意味を試論的に探る。

以上の考察により、この時期の女性の大学教育に求められたもの、さらには府県などの地域を基盤として形づくられた女子大学像を明確にできるものとする。

本論文の構成としては、まず専門学校などの新学制への転換についての文部省の方針を検討し、続いて公立女子大学の設立過程、設立された女子大学の教育理念と学部・学科組織の特色を明らかにする。最後に、共学化した大学の統合と対比させ、公立大学における別学化・共学化の意味を検討する。

1. 専門学校を中心とした新学制への転換政策

1947年3月の学校教育法制定により、旧制高等教育機関はすべて新学制への対応が求められることになった。旧制大学が新制大学への転換を求められただけでなく、専門学校や高等学校は廃止して大学などへ転換しなければならないという大きな課題に直面した。

旧制高等教育機関の新学制への対応についての文部省の基本方針は、国立教育政策研究所教育図書館所蔵の「大田周夫旧蔵資料」中の「新制大学の設置並に新制高等学校への転換実施要項（案）」などによって明らかになる。この文書は、作成日は記されていないが、旧制の大学・高等学校・専門学校等の新制度への転換についての全体的方針と学校種別ごとの方針が示されている⁵。専門学校と高等学校については、新制度への転換は「原則として現在の学科を基礎」として新制大学か新制高等学校かに「措置」すること、また官立学校は文部大臣の定める方針により、公立専門学校は「地方監督庁の所見に基いて文部大臣の定める方針」により「二校以上の統合又は連合による新制大学を構成することができる」としている。本論文との関係では、国立学校だけでなく公立専門学校の場合にも「統合」「連合」が可能とされている点に留意しておきたい。

さらに、専門学校については、第一に新制大学への転換は1949年度から実施することを原則とする、第二に①49年度に大学とする場合、第1学年は専門学校1学年終了者と新制高等学校卒業生をもって編制する、②専門学校第2学年終了者は50年3月に専門学校を卒業させる、などの対応方法を示している。この他、新制大学学生を4年間の年次計画で収容する場合の措置、医学・歯学専門学校や美術・音楽の専門学校の新制大学への転換は別の措置をとること、などを記している。

この他、国立教育政策研究所所蔵資料には「新制大学実施に関し解決すべき懸案事項」「新制大学への^{ママ}切換えに関する準備要項（案）」などの文書が見られる。後者の日付は1947年10月4日で、「迅速に解決すべき懸案事項」として、①新制大学の教員と現在の高等専門学校教員との関連に関すること、②「切替のための調査事項」として「各大学、高等専門学校の切換えの意見」などがあげられている点が注目される。後述するように、大阪女専の47年11月4日の教官会議では、文部省から大学昇格についての意見を文書で提出するよう要請があったことが報告されており、事前調査が行われていたことが窺える⁶。

1947年7月23日、文部省は専門学校長会議を東京女子高等師範学校で開催し、新学制実施に伴う大学への昇格など、将来の在り方を説明した⁷。その詳細は明確ではないが、上記文書を基本に説明したものと推察される。さらには、高等学校長会議も前日の22日に開催され、そこでは「新学制による高等学校の組織変更について」など6点が話し合われている⁸。このように、文部省は47年夏ごろには専門学校や高等学校などの新学制への転換を促す具体策を提示していたことが明らかになる。このような制度的条件と政策動向の中で、公立女子専門学校の大学昇格などが模索されたといえよう。なお、48年4月10日に全国女子専門学校連絡協議会を青山学院で開催したとされるが、ここでは大学昇格の件も話し合われたものと推察される。

2. 公立女子大学の設立経過

公立女子大学4校の設立過程を考察する前提として、1950年時点での公立の女子専門学校（以下適宜「女専」と略記する）全体の新学制への転換状況を確認しておきたい。

文部省の調査⁹によれば、それらは①女子大学、②共学大学、③短期大学、④廃止、に大別できる。①は、本論文で考察する大阪女子・高知女子・熊本女子・福岡女子大学の4校である。これら4校はすべて単独で昇格している。②の類型は、男子系高等教育機関と統合再編して新制大学となった事例で、宮城県立女子専門学校が東北大学に、都立女子専門学校が都立大学に、京都府立女子専門学校が西京大学に、大阪市立女子専門学校が大阪市立大学に統合されている¹⁰。なお統合再編後においても、後述するように、旧女専の専門分野は3大学において家政学部や家政学科などになっており、前身校の専門分野が存続されたことを確認しておきたい。③の短期大学となったのは、長野・岐阜・愛知・滋賀・広島・山口・長崎・鹿児島県の県立女子専門学校及び名古屋・尾道の市立女子専門学校で¹¹、④の廃止は水戸市立女子専門学校（1952年）であった。

以上のような全体的な公立女専の転換状況を踏まえ、次に個別女子大学の設立過程について、学校内部と府県の動向、さらには制度構想の概要などを中心に分析する。なお、これら4校中3校は1994年から2011年までの間に共学化しているが¹²、本論文ではこの点を指摘しておくにとどめたい。

(1) 大阪女子大学

大阪女子大学は、大阪府女子専門学校（1923年2月設立）を母体として1949年2月に設けられた。その設立過程を概観すると、女専内部で大学設立をめぐる動きが本格化したのは47年の夏頃からとされている。その直前の6月に津田塾専門学校などを中心とする女子大学連盟から加盟依頼が届いたが、同校としては加盟しないものの、生徒代表が同連盟の大会に参加している¹³。同校の具体的な動きとしては、47年9月10日に校長が2学部からなる大阪女子大学創設案を教官会議で発表している。同案は、府教育部長の諮問に応じて2、3の教官に諮り作成されたものであった。さらに、10月9日にはCIEのホームズが「学制改革と女子大問題の視察のため」同校を訪問し、校長と懇談している¹⁴。

48年3月以降になると、大学設立認可申請書の様式や認可申請書の提出期限¹⁵が決まるなどし、これを受けて同校では女子大学案を具体化させるため、教官会議の中に委員会を設けた。3月10日の第1回委員会には校長原案として、人文学部（国文学科・英文学科・社会福祉学科）と家政理学部（生活科学科・自然科学科）の2学部案が示された。続く3月16日の委員会では、2学部案を1学部4学科（国文学科・英文学科・社会福祉学科・家政理学科）に修正し、さらに専門別に検討することになっている。家政理学部を止め、学科の一つとしたのは、大学基準協会の「家政学教育基準」が家政系学部は3学科を必要としていたためと考えられる。続いて、5月25日の教官会議では、大阪府へ提出する最終案を決め、上記4学科からなる人文学部と「教職課程体育」で組織することとした¹⁶。

当初、女子大学設立をめぐり同校が抱えていた「困難」な点として、2点指摘されていた。第一に府立高等教育機関が7校もあり、各校が単独昇格するのは財政的にも「無理」であり、各校を統廃合して府立大学を設置することが府の基本方針であったこと、第二に新制大学は男女平等と共学を基本理念としていたこと、であった¹⁷。このため、同校にとっては女子大学の必要性について理解を得ることが重要課題となっていた。さらに48年2月以降、府立高等教育機関7校の校長会議が数回開かれ、関係者間では同校の単独昇格が同意されたが、府の承認は得られない状況であった¹⁸。

このような状況を受け、同校同窓会では単独昇格を後押しすることとし、48年6月に「本校の歴史と女性文化の向上」のために女子大学が必要との陳情書を作成し、府などに向けて活発に運動した¹⁹。さらに、生徒の間でも署名運動が展開された。

一方、府や議会の動向としては、6月23日開催の府の「新制大学設置準備委員会」では、5月25日決定の同校の構想を基本的に承認した。この点について、翌日付『朝日新聞』は「府立女専を大阪の女子教育振興のため女子大学として単独昇格させることに大体の意見が一致した」と報じている²⁰。7月29日の府議会において、府教育部長は府立女子大学の設置について、「永い間女子教育のために非常な活躍をしてまいりました大阪府立女子専門学校、これを女子大学に」すると説明している²¹。

さらに知事は、49年2月28日の府議会で、女子大学設立の意義について「本府における女子の最高学府としていわゆる郷土色豊かな大学としてその充実を図り女子の文化向上に資したい」と述べている。一方、男子系高等教育機関の転換については、知事は6校を統合再編して浪速大学とし、「農学部、工学部、教育学部を以て構成し、産業大阪の地にふさわしい強力な大学と致したい」と説明した²²。ここでは、男子系6校は統合するものの、女専だけを単独で女子大学にする点に注目したい。知事はその理由を「女子の最高学府」として「女子の文化向上」に資するためと説明しているが、女性には独自の教育機関が必要との認識が反映された結果、単独昇格に至ったと理解できる。

府の準備委員会での決定を受け、48年7月20日の府立女専教官会議では、継続審議中の「府立大阪女子大学学則」案を再検討し、案を決定した。最終案では、家政理学科を生活科学科に名称変更している。そして、7月28日には校長が大学設置認可申請書を文部省に持参した²³。なお、先に触れた49年開設希望の設立認可申請書の提出期限は48年7月末であったことから、府はこの期限に間に合わせて提出したことになる。そして8月23日には、校地・入学定員・教養科目の教員配置などを修正して再提出している。

同校の認可申請を受け、大学設置委員会は9月27日に実地調査を行った。この時の設置委員会の指摘事項は、校地の拡充・大学名称・学部名称・図書の充実・教職課程の充実などであったが、この点は後述する。そして、49年2月9日の大学設置委員会総会は大阪女子大学の設置を承認²⁴し、この答申を受け、文部省は2月21日に学芸学部（国文学科・英文学科・社会福祉学科・生活科学科）からなる大阪女子大学の設置を認可した。

(2) 高知女子大学

高知女子大学の前身は、1944年12月29日に設立認可された高知県立女子医学専門学校であった。公立女子医専の中で、文部省による審査で大学昇格が可能な「A判定」とされた7校は47年6月に医科大学に昇格しているが、同校の場合は他の2校とともに「B判定」であったため²⁵、医科大学に昇格できなかった。このため同県では、医専を引き継ぐ形で生活科・生物科・英文科からなる高知県立女子専門学校を新設したのであった。

同女専の設立理由書では、「四国四県の地域に一の官公私立女子専門学校もない現状」で、「食糧其の他の事情によって遠く遊学することの不可能」な今日、当地に女子高等教育機関を設置することは重大な意義がある、と説いている。ここでは、地方都市における女子高等教育機関の必要性を強調している点が注目される。そして、「学制改革と相俟って本校を西日本唯一の女子大学に発展せしめ」「再建日本の要求する新日本女性の育成を企図するものである」と結び、将来的な女子大学への展望を示していた²⁶。

女子医学専門学校を廃止する形で新たな専門学校を設けたものの、設立直後に県議会ではその存廃をめぐる議論がなされた。すなわち、1948年3月9日の県議会では、女専は「現状でゆくか、あるいは学制改革とともに新しい方向に切りかえるか」との質問が出され、これに対して県教育部長は「学制改革に伴いまして、これを大学に昇格すべく文部省その他の方面」とも相談していると答え、女子大学に昇格させる方針を示した²⁷。

一方、高知女専内部でも女子大学への昇格が議論され、48年5月25日の教授会では家政学部（食物学科・保健学科）、文理学部（英文学科・生物学科）の2学部4学科案でまとまりかけた。しかし、「他の学校の状況を調査した結果、二学部四学科ではとても話にならない」とされ、家政学部中に生活学科と生物学科を設けるという1学部2学科の構想で認可申請することで決着した²⁸。この判断の根拠は、大学設置基準や家政学教育基準、さらには既に発足していた日本女子大学などの事例などにあったと推察される。

48年5月29日付『高知新聞』は、新学制への転換に伴う措置として、「県立女専は学校側ならびに県で四年制の県立女子大学とする昇格案が内定、六月の定例議会にかけて最終的に決定、昇格運動を開始することとなつた」と伝えている²⁹。さらに、7月1日の県議会で、「県立女子大学の明年四月について、万全の対策を講ぜられたい」との要望が出され、教育部特別委員長は「女子大学設置の必要性」は「今さら申し上げるまでもありません」と答弁している。さらに同委員長は、将来的には「官立大学の家政学部に進めしむべき」という県当局の諒解の下に、「明年四月県立女子大学開校を認めること」にした次第だと説明した³⁰。旧女専を国立高知大学の一部にしたいという要望もあったが³¹、結局県立の女子大学として設けられた。

高知県は1948年7月28日に女子大学設立認可を申請した。認可申請書中の学部組織は、家政学部の単科大学で、学科は生活学科と生物学科の2学科からなっていた。しかし、後述するように、大学設置委員会から2学科を生活学科に統合するよう指導され、49年2月21日に設立認可された高知女子大学は家政学部生活科学科の組織であった。

(3) 熊本女子大学

熊本女子大学の前身は、1921年創立の熊本県立第一高等女学校専攻科までたどることができ、同専攻科は1925年に高等科となり、それを母体として47年3月31日に熊本県立女子専門学校（英文科・保健科・被服科）が設立されている。

熊本県においても、大阪府などと同様、新学制実施に伴って県立女専の存廃が問題になった。当時熊本県内には、熊本医科大学・第五高等学校・熊本工業専門学校など複数の官立高等教育機関や師範学校があり、これらは国立大学としての統合を求めている。これに対して、県立女専の国立大学への統合は困難視され、単独昇格が目指された³²。

こうした中で、1947年10月30日の県議会では「熊本県立女子専門学校を大学に昇格する建議案」が可決された。この建議には女子大学の必要性やその理念が明確に示されていることから、やや詳しく分析する。建議では、女子大学設立の理由を次のように主張している³³。すなわち、「最高女子教育機関」設置の要望は「多年に亘り県民多数の間に熾烈」であったものの、「当面の方策」として戦前には第一高等女学校に専攻科や高等科が、戦後には女子専門学校が設立されてきたとする。そして、今後は「これを県立女子大学に昇格せしめ、以て本県に女子教育最高学園を建設」すべきとする。さらに、女子大学である理由については、今後「一般大学の門戸は女性に対して解放される」ものの、「女性の天職と智能とに即した女性の爲めの大学」の設立は「女子教養の向上に対する」社会の要求と相まって、必要性が「痛感」されると説明している。ここで注目すべき点は、第一に地域での女性の高等教育の実現、第二に「女性の天職と智能」に即した女性特有の機関の必要性、が説かれていることである。第一点の地域での実現は特に女性の高等教育に求められたものでもあり、建議の提案者は「子女が父兄の膝下を離れ」「熊本の地を去つて遊学する」事態を避ける重要性も説いている³⁴。建議案で述べられた以上のような女子大学論は、大学設立認可申請書でも展開されることになる。

その後の県や議会の動きとしては、48年3月16日には女子大学設置準備委員会のための予算が計上され、5月1日には同設置準備委員会が設けられて、3回の議論をへて設置要項を決定した。さらに、7月1日には県知事を会長とする女子大学設立期成会が組織された。メンバーとして、県議会・県教育文化部・女子大学設置準備委員会・女専・商工会議所・県婦人会連合会などからの34人が名を列ねたとされている³⁵。また、女専の生徒や教授もアルバイトやバザーを開催するなどし、資金援助を行っている。

県立熊本女子大学の設立認可申請は、1948年7月16日に行われた。その認可申請書には「設置理由書」が付されている³⁶。この理由書では、上述した建議案と同様、女子大学設立の理由が明確に記されている。「緒言」では、「女子高等教育の振興及び拡充の急務」とのタイトルで、女子大学設立の背景を述べ、「女性の人権は本邦旧来の諸法制及び習俗に比し画期的に拡大されて、婦人の社会的地位も亦従つて著しく向上することになった」が、これを真に「顕現」させるためには「先づ婦人の一般教養を高め、其の指導層を育成すべき」であり、この対策としては「女子高等教育を振興し、且つ其の施設を拡充することが

極めて急務」とする。女性の社会的地位の向上を確実なものにするために、女性の大学教育が必要と説いている。続いて、「女子大学設置の必要性」を次のように述べている³⁷。

新学制下に於ける男女共学の観点よりすれば、女性には新に既設若くは新設の諸大学に進学する機会が与へられて、女子も平等な立場から男子に伍して高等の學術を檢習することの原則が明かにされたが、旧來の差別的な教育制度や社会因習に基くわが現在女性の学力知能の劣弱さを直視すれば、一般大学への女性の進学は理想として望ましいことではあるが実際に於ては却つてそれを阻まれる結果を生むの虞れがある。しかのみならず家庭生活乃至社会活動の諸分野に於て、一面女性には自然の使命があり、学修部門に対する女性本来の志向に於ても男性と自ら異なるものがあるので、之が対策として女性のために特定の教育機関を設けることが必要となる。

この理由書では、女子大学が必要な論拠として、第一に戦前の女性への差別的な教育制度などを要因とする「学力知能の劣弱さ」から、男性と対等な形で大学進学は困難であり、共学化だけでは女性の大学教育機会を閉ざす懸念があること、第二に女性の特性に即した専門分野があること、の2点をあげている。後者の論拠に関連して、47年10月の県議会での女子大学設立建議の提案者が、男女同権の「世」となっても「男女の天職は原則として別があり」「女性の天賦と智性とに即した女性のための最高教育機関の確立」が必要と説いていた点³⁸が注目される、このような論拠の女子大学特設論は、1945、6年段階における東京・奈良女子高等師範学校の女子大学構想でも主張されたものであった。

続いて、理由書では「熊本地方」に設置する必要性、「熊本地方の立地条件」、女子大学「維持營為」への県・県民の「富力」などを記している。そして「結語」として、「女性の使命並に志向の本然に即応した女子の大学」の設置が急務であるとまとめている。

同校の場合も女子大学構想の立案過程は明確ではないが、1948年7月16日付申請書では、学部・学科組織は、家政人文学部の単科大学で、家政科（生活科学専攻・生活芸術専攻）と文学科（英文学専攻・国文学専攻）の2学科からなっていた。後述するように、大学設置委員会の審査をへて、49年3月に学芸学部、文学科（文学専攻・生活学専攻）からなる単科大学としての熊本女子大学が設置認可されている。

（4）福岡女子大学

福岡女子大学の母体は、1923年4月に最初の公立女子専門学校として設立された福岡県女子専門学校であった。

同校同窓会誌には、大学昇格時の校長がまとめた記録が掲載されており、同校や県の動きの詳細が明らかになる。この記録³⁹は、47年4月に校長が文部省に出頭し、大学昇格に

ついて面談したことから書き始められている。続いて、同校では6月2日に県知事などに女子大学への昇格趣意書を提出し、さらに7月20日には昇格を求める生徒大会を開催した。また、11月23日には福岡市長を会長とする昇格期成会発会を発会させている。この間、校長は7月23日の専門学校長会議に出席している。

1948年に入り、3月22日には同校関係者は日本女子大学校・東京女子大学を参観するとともに、東京女子大学教授で大学設置委員会委員の藤井徳三郎から「参考談」を得るなどの昇格準備を進めていた。しかし、6月14日に県は財政窮乏のため49年の大学昇格は困難と同校に通告し、福岡女子大学の設立は他の公立女子大学よりも1年遅れることとなった⁴⁰。このような県の方針に対して、10月23日には県会で建議案「女子大学昇格について」が可決されている。この建議の理由書では、憲法発布などにより様々な分野で女性の「参与発言」が可能となったが、「女子教育の実情」は諸外国に比して「貧弱」な状況にあることは遺憾とする。そして、「本県」は最初の公立女子専門学校を設けて「幾多の英才」を育成してきたのであり、「当該校の大学昇格こそ」が「自然」「適切」で「最も容易の道」としている⁴¹。ここでは、同女専の伝統と実績が強調されている点に注目したい。

49年に入ると、5月の県会で女子大学設置臨時予算が可決されたものの、7月18日に県知事は「女大を二年制短大にしたき旨」を同校に通告した⁴²。この間、女専では2年制への強力な反対運動を展開し、8月17日の県会教育民生常任委員会では4年制女子大学とすることを決定した。この報告の中で教育民生委員長は「女子教育の完璧を期するには、どうしても四年制でなければならないという結論を得」た、と説明した⁴³。これに加えて、議会総務常任委員会委員長は、「四年制にするか、または二年制にするか、あるいは廃止するか」という「最終段階」にあり、かつ県内に九州大学、西南学院大学、「学芸大学」がある中で女子大学を設置することが「妥当であるかどうか」判断に苦しんだと補足した。また、県は「財政難」ではあるが、「現在の女専」と移転先の施設を視察した結果、四年制女子大学に賛成したと説明している⁴⁴。最終的には8月20日に女子大学準備委員会を開催し、4年制女子大学案を確定した。財政難を主な理由として、短大か4年制をめぐって紆余曲折があったことが明らかになる。

以上の経過をへて、8月31日に同女専教授や県庁職員が上京し、大学設置認可申請書を文部省職員に手渡している。そして、大学設置委員会による実施審査が10月14日に行われ、50年2月20日に福岡女子大学の設置が認可された。学部は学芸学部の単科大学で、国文学科・英文学科・生活科学科から組織され、4月に開学した。その後の1954年には学芸学部を改編し、文学部・家政学部の2学部編制となっている。

同校の設立過程で注目されるのは、文部省との事前交渉、大学設置委員との事前相談、県内での陳情活動などが目立つ点である。他の公立女専でも同様な動きをとったと推察されるが、同校の場合はその点の詳細な記録が残されている。校長の記した一文⁴⁵によりその例を示すと、既述したように48年3月27日には大学設置委員会委員の藤井徳三郎から「有益なる参考談」を聞き、また12月21日には文部省で学校教育局次長剣木亨弘などと

「昇格問題に付会談」した。さらに翌日には文部省内大学設置関係方面の有力者に面談するとともに、都立女専に赴き「教頭に面会して昇格に関する参考談を聞く」などしている。また県内での動きとして、49年6月15日には県知事などと面談して「女子大設置委員」を選定し、7月19日には「九大松浦・平塚両教授を訪ね」、知事の2年制大学の示唆に対して「四年制女子大主張のことを依頼」するなどしている。さらに、認可申請後の8月中旬には大学設置委員会委員の藤井を再訪して「学科目編成其の他に付好意ある批正指導を受」けるとともに、同委員会委員数人を「歴訪」した。9月1日には藤井宅を訪ね、「申請書の一覧を請い、批判を仰」ぎ、5日には同委員会委員長和田小六を訪問している。

以上、公立女子大学の設立経過を考察したが、全体としてその経過をまとめると、これら4府県では新学制への対応をめぐる、廃止が迫られた女専をどのように転換するのか、同一府県内の高等教育機関をどのように統合するのか、といった二つの問題を抱えていた。女子大学に単独昇格させた府県に共通していたのは、女専の動きが先行した形で府県内の議論をリードし、府県や議会に強く働きかけた点であり、旧女専の伝統や基盤が府県内で強かったことも、単独昇格が実現した大きな要因であったといえよう。しかし、女性には「父兄の膝下」といった地元での教育機会の確保が求められたことや、女性にはその特性に適した教育理念や専門領域があるという論理が知事や議会によって支持されたことが、旧女専が女子大学に転換した最大の要因であったと考えられる。これらは、熊本県議会の建議案に顕著な形であらわれていた。

一方、女専側から見ると、女子大学への昇格は旧女専の伝統を継承するものであった。しかし、なぜ女子大学なのか、女子大学でどのような教育を行うのか、といった点についての論理的な説明は、管見の限り当該校の沿革史などからも明確に窺うことはできなかった⁴⁶。寺崎昌男は、旧専門学校などの昇格においては、必ずしも改革の理念の追求は見られず、大学昇格へのエネルギーが先行する事態が少なくなかったと指摘しているが⁴⁷、4校の昇格経過はこのような実態を裏づけるものといえよう。

最後に、公立女子大学が設けられた地方について触れると、これらの大学は、大阪府を除くと、地方都市に存在していたことが指摘できる。さらには、同一県内で競合する女性の高等教育機関がほぼ無かったことも確認できる。

3. 個別公立女子の目的規定、学部組織

ここでは、設立された公立女子大学について、その教育理念や学部・学科組織について検討する。あわせて、大学設立の審査にあたった大学設置委員会による個別事項の改善指示や「履行条件」なども分析する。

検討の前提として、各公立女子大学の目的規定と学部・学科組織について全体像を確認しておきたい。表1は、各女子大学の学則第1条の目的規定を一覧にまとめたものである。また、続く表2は、各大学の学部・学科組織を、専門学校時、認可申請時、大学設置委員会の審査を受けて認可された時点、の三つに分けてまとめたものである。

表1 公立女子大学の学則上の目的規定

校 名	第 1 条
大阪女子大学	本学は学校教育法第五十二条により学術の中心として、専門の学芸を教授研究し、人格を陶冶して、女性文化の向上を期し、民族及人類の福祉に寄与し得る人物を育成することを目的とする。
高知女子大学	本学は教育基本法第一条の主旨を達成するを目的として最高の教育を授け、学術の研究を行い、特に女子の天性に適した教育と研究とによつて新しく愛に充ちた家庭と社会を創造する實力をもつた女性を作ることを使命とする。
熊本女子大学	この大学は、教育基本法及び学校教育法の定むるところにより、女性の一般教養を高め、婦人の指導層を育成し以て社会人としての女性の品性知能を最高度に陶冶し、女性の高等学術研究機関として地方女性の文化の向上並びに技能の進歩改善に資するを目的とする。
福岡女子大学	本大学は学校教育法第五十二条の趣旨に基き広く一般の教科を授け、高き知見と清純謙讓な特性を養つて人格の円満な發展を図るとともに、女性の本性に適応する文学及び家政学について深く専門の学芸を教授し、兼て応用力を豊かならしめ、以て社会人類に貢献し得る有為の女性を育成するのを目的とする。

各大学の設置認可申請書、大学設置委員会審査報告書などにより作成

表2 公立女子大学の学部・学科組織

大 学 名	専門学校時の学科	申請書の学部・学科	認可時の学部・学科
大阪女子大学	国語科・経済科・英語科・物理科学科・保健科	人文学部：国文学科・英文学科・社会福祉学科・生活科学科	学芸学部：国文学科・英文学科・社会福祉学科・生活科学科
高知女子大学	生活科・生物科・英文科	家政学部：生活学科・生物学科	家政学部：生活科学科
熊本女子大学	英文科・生活科・被服科	家政人文学部：家政学科・文学科	学芸学部：文学科（英文学専攻・国文学専攻）・生活学科
福岡女子大学	国語科・数学科・生活科	学芸学部：国文学専攻・英文学専攻・生活科学専攻	学芸学部：国文学科・英文学科・生活科学科

各大学沿革史、各大学設置認可申請書、大学設置委員会審査報告書などにより作成。

以下、表1・2などをもとに、個別大学の目的規定、学部・学科組織について検討する。

(1) 大阪女子大学

同大学の名称は、「府立大阪女子大学」として認可申請した⁴⁸が、大学設置委員会からは「府立」を削除し、「大阪女子大学」とすることが求められた⁴⁹。

次に、教育理念を分析すると、認可申請時の学則第1条の目的規定では、学校教育法の

規定に基づいて「専門の学芸を教授研究し、人格を陶冶して、女性文化の向上を期し、民族及人類の福祉に寄与し得る人物を育成」としている。ここには、学術の中心に位置づき、広く国民に知識を授けるとともに専門の学芸を教授するという新制大学の理念が反映されている。この規定に対して、大学設置委員会では「女子に必要な教養、学芸の研究」と要約し、「可」と認定している。女子大学としての理念を窺わせる字句として、「女性文化の向上」をあげることができるが、強い特性教育的な表現と理解することはできない。

次に、同大学の学部・学科組織について検討すると、設立時は学芸学部だけの単科大学で、国文学科・英文学科・社会福祉学科・生活科学科の4学科から構成されていた。女専時代の専門と対比させると、同大学沿革史は国語科が国文学科に、英語科が英文学科、経済科が社会福祉学科、物理科学科と保健科が生活科学科になったと記している⁵⁰。

同校の設立経過で記したように、48年3月10日には第1回校内大学設置委員会が開かれ、校長原案として人文学部（国文学科・英文学科・社会福祉学科）、家政理学部（生活科学科・自然科学科）という2学部構想が示された。その後同校では、2学部は「無理」と判断し、人文学部からなる1学部4学科案を大阪府に提示し、7月20日には最終案をまとめ、28日に認可申請したのであった。既に指摘したように、1学部とした判断の根拠は大学基準や家政学教育基準にあったと推察される⁵¹。

同校の認可申請に対し、大学設置委員会から、学部名称について「人文学部」を「学芸学部」とするよう指示された。この他、入学定員は各学科40人が認められ、また開設予定学年については3学年までの切換を希望したが、同委員会からは「二年迄の切替なら可」とされた。同委員会によるその他の「履行条件」としては、①校地の拡張と校舎の増築を2年以内に計画通り実施すること、②生活科学科の学生実験室及び教授研究室を2年以内に整備充実すること、などが示されている。

(2) 高知女子大学

同大学の名称は、高知女子大学として認可申請⁵²され、大学設置委員会からそのまま認められている。次に、同大学の教育目的について検討すると、学則第1条では、教育基本法第1条の趣旨に基づきながら「女子の天性に適した教育と研究とによつて新しく愛に充ちた家庭と社会を創造する実力をもった女性」を育成すると規定している。この目的の特徴は、「女子の天性」に適した教育・研究を行い、それにより「愛に充ちた家庭と社会を創造する女性」を育てるとした点にあり、強い性別役割観に支えられていた。同委員会は、同校の「目的及び使命」について「差支えない」との評価を示している⁵³。

同大学設立時の学部・学科組織は、家政学部、生活科学科の1学部1学科であった。旧女専内部の議論では、当初は家政学部（食物学科・保健学科）、文理学部（英文学科・生物学科）の2学部4学科案であったが、これは女専時の生活科・生物科・英文科を反映したものといえよう。しかし、2学部案は無理と判断され、家政学部生活学科と生物学科を設けるという案で認可申請した。旧女専の英文科は「一般教育」の位置に留まった⁵⁴。

このような学部・学科組織に対して、大学設置委員会は「二学科各々別個では弱体」であり、両学科を統合して「定員六〇名の生活科学科と改めるならば相当充実する」との判断を示した。この点については、「履行条件」の4で「生活学科と生物学科を統合し生活科学科（学生定員六〇名）とすること」と記している。この結果、同大学は1学部1学科の単科大学として発足した。また、49年度からの受け入れ学年は第1学年からと申請され、同委員会は「差支えない」と判定した。同委員会による他の「履行条件」として、①物理学、化学、生物学の実験研究室及び図書館を整備拡充し、物理学の実験室は早急に完成すること、②一般教養科目及び専門科目に関係の図書を計画通りに充実すること、③教授陣容を充実⁵⁵することなどが示されている。

その後、同大学の学部・学科組織は、1952年2月20日に看護学科増設が認可され、さらに1956年3月1日に文学部（国文学科・英文学科）が増設された⁵⁶。

（3）熊本女子大学

既に考察したように、1947年10月に熊本県議会で採択された建議や48年7月提出の設立認可申請書中の「理由書」には、色濃い特性教育論に基づく女子大学像が描かれていた。この点は熊本女子大学の学則上の目的規定にも示され、第1条では「婦人の指導層を育成し」「社会人としての女性の品性知能を最高度に陶冶」し、「地方女性の文化の向上並びに技能の進歩改善」に資すると規定していた⁵⁷。また、認可申請書中の目的規定には、「社会人としての女性の品性知能」の前に「南部九州における」との字句があったが、大学設置委員会が「地方的な点を修正すれば差支ない」として修正を指示したため、この字句は削除された⁵⁸。なお、名称について大学設置委員会は、「県立熊本女子大学」から「県立」を削除して熊本女子大学とするよう指示している。

次に、同大学設立時の組織について検討すると、学芸学部には文学科（英文学専攻・国文学専攻）と生活学科を置く構成であった。女専の専門分野は英文科・生活科・被服科からなっており、それを基本としつつ国文学が加えられたことになる。

学部・学科組織について、女専内部で議論された構想は不明確であり、県議会の建議案などにも記されていない。認可申請書では1学部（家政人文学部）構想で、家政学科（生活科学専攻・生活芸術専攻）、文学科（英文学専攻・国文学専攻）からなる2学科4専攻の組織であった。この申請に対して大学設置委員会は、学部名称「家政人文学部」を「学芸学部」と改め、家政学科は「生活学科」とすることが適当と判定した。この結果、認可時の組織は1学部2学科に改められた。なお、生活学科内に専攻は設けられていない。また、各学科の入学定員は40人ずつ、第1年次から開設することが「適当」と判定された。

大学設置委員会によるこの他の「履行条件」としては、①一般教養及専門図書を充実し、研究教授上の機械器具標本を整備すること、②一般教養の社会科学及生活学科の基礎部門の専任教員を強化すること、③施設の整備をなすこと、などが示された。その後、同大学では1953年に学部名称を文家政学部に変更し、文学科と家政学科の2学科となった⁵⁹。

(4) 福岡女子大学

大学名称については、福岡女子大学として申請され、そのまま認められている。次に、教育理念を分析すると、認可申請書では同校の「目的及使命」⁶⁰について、「新憲法の新精神とする機会均等主義を実現し、偏見と陋習に閉じられた女性を解放して、自由な批判力と堅実な道義とに立つ真の民主的女性の育成に努むべきことは切実な刻下の要請」であると記している。ここでは、憲法の新精神に基づく「民主的女性」の育成を目指していることが確認できる。しかし続く部分では、表1の学則第1条とほぼ同様に、「女子にふさわしき文学及び家政学を教授」し、「清純謙譲の特性を養い、かねて高き知見と新時代に適應する」女性を育成する、としている。後半部分は、女性の特性は「清純謙譲」にあるとし、文学・家政学を「女性の本性に適應」した学問と位置づけるなど、きわめて特性教育論的色彩の濃いものであった。この部分は、前半の「真の民主的女性の育成」と乖離していると捉えることができるが、当時の女性観の一端を窺わせるものといえよう。

次に、大学組織を検討すると、女専時代の組織は国語科・数学科・生活科であったが、大学発足時の組織は学芸学部の単科大学で、国文学科・英文学科・生活科学科から構成されていた。認可申請書中の組織は、学芸学部と3学科からなっており、大学設置委員会ではそのまま認めている。学科組織が修正なく認められた理由としては、既に1949年に多数の女子大学が設けられており、同校ではその基準に合わせて学科組織を編成したためと推察される。入学定員は3学科とも40人ずつで、また開設学年は第1年次からとすることが認められている⁶¹。大学設置委員会によるその他の「履行条件」としては、移転計画と施設の充実を予定どおり実行することが示されただけであった。

その後の組織変更としては、1954年に文学部と家政学部の2学部組織になっている。

以上、4大学の目的規定や学部・学科組織について、大学設置委員会による審査結果も含めて考察した。目的規定を全体としてみた場合、教育基本法に定める教育理念及び学校教育法に定める大学の目的を実現することを基本としつつ、女性に幅広い教養や学術・文化を教育すると規定している。大阪女子大学のように、特性教育的表現が弱い規定もあるが、性別役割や特性教育を明確に記す大学も存在した。「女子の天性に適した教育と研究」によって「愛に充ちた家庭と社会を創造する」女性の育成を目指すとした高知女子大学の規定は女性のあり方を固定的に捉えた表現といえる。さらに、福岡女子大学では「真の民主的女性の育成」を目指しながらも、女性の特性は「清純謙譲」にあるとし、文学・家政学をその本性に適した学問として位置づけていた。なお、熊本女子大学の場合は「地方女性の文化の向上」を掲げていたが、ここには公立女子大学の特徴があらわれている。

全体としては、女性の社会的地位の変化を踏まえながらも、戦前からの特性教育論や性別役割観を引き継ぐ面が強く、戦後の新たな女性像が十分に追求されたと見ることはできない。この点は、福岡女子大学の「目的及使命」の内容からも明らかになる。なお、ここでは詳述しないが、公立女子大学の目的規定に性別役割観が強い点は、1948年3月に認可された5女子大学の目的規定と比較して顕著であることを指摘しておきたい。

次に、公立女子大学4校の創設時の学部・学科組織の特徴をまとめる。これらはすべて単科大学で、学部組織は学芸学部が3校、家政学部が1校であった。学科組織は、生活科学科が4大学すべてに設けられ、国文・英文学科が3大学に設けられていた。これらの組織は、新たな専門の増設は時間的に困難なことなどもあり、およそ旧女専の専門を引き継ぐ形で編制されたといえるが、いずれも戦前からの特性教育的要素を含む家政学系（生活科学）及び国文学・英文学に限られた文学系にとどまった点が特徴として指摘できよう。転換を目前にして現実的な対応が迫られた面があったと推察されるが、従来の特性教育的な専門領域を基本としており、これは各校の目的規定とも合致するものでもあった。

おわりに

本論文では、公立女子大学4校の設立経過、教育理念、学部・学科組織の特徴について考察したが、その結果は既に記した。このため、ここでは公立女専から4年制大学に転換した8校について、主に別学制と共学制の観点から対比的にまとめ、本論文を終えたい。

まず、女子大学を選択した府県の場合を見ると、別学化には個別女専の意向が強く反映され、女専により府県や議会への陳情がなされ、府県内での政治力学が働いたことが窺える。また、これらの女専には伝統があり、地域での基盤が強かったことも支持される要因となった。さらには、熊本や高知のように女専以外に有力な県立高等教育機関が乏しい場合、単独昇格することは「自然」でもあった。しかし、多くの府立高等教育機関が存在した大阪府の場合、男子系が一大学に統合されて女専だけが単独昇格したことは、明らかに大学教育への期待に男女間で相違があったと理解すべきである。すなわち、地方での女性の大学教育機会確保の観点や特性教育論が府県内で支持されたことが、女子大学としての昇格が実現した最大の要因であったといえる。特性教育論に基づく女子大学観は、高知女子大学や福岡女子大学の目的規定に明確に示されていた。全体として昇格へのエネルギーが先行し、新たな女性の大学教育のあり方を追求するという面は弱かった。

一方、複数の機関を統合再編して共学大学となった経過や理由を見ると、地方によって事情が異なっていた。まず宮城県立女専の場合、県は財政難のため東北大学へ併合させる方針であったのに対して、県議会では単独昇格の建議が採択されている。しかし、最終的には東北大学の農学部新設構想と県の意向が一致し、49年に女専は農学部家政学科として包摂された⁶²。東京都の場合、当初は各都立高等教育機関の単独昇格、連合都立大学、統合による総合大学化などの構想があったが、これら6校の意見と都の意向が一致し、総合大学としての都立大学が49年に設立された。旧女専は理学部の一部となった⁶³。

京都府立西京大学の統合経過をたどると、府立高等教育機関としては農林専門学校と女専が存在していたが、47年6月頃から両校長が協議を開始し、統合大学とすることを府に具申した。12月に府は審議委員会を設け、統合化を決定した⁶⁴。同大学は文家政学部と農学部からなり、校地は分離していた。このように、同大学は統合したものの、元の専門学校が独立した形で存在したのであった。これは、複数の高等教育機関を統合して設けられ

た国立大学の再編の場合と類似していた。さらに、大阪市立大学の場合は当初旧女専を単独昇格させた形で家政学部からなる女子大学を構想し、認可申請段階では市立大学の「附設女子大学」と位置づけていた⁶⁵。このような形態にした理由は、女性としての「天分」を伸ばし、「女子独自の分野に活動貢献」することを目指したためであった。しかし、「文部省との折衝過程」でこの形態は認められず、旧女専は市立大学家政学部となった⁶⁶。市当局からすれば、構想に反して家政学部を共学大学中に置くことになったといえる。

以上のように、旧女専が他の機関と統合され共学化した大学においても、設置者や各校の事情が優先され、必ずしも統合化や共学化の意味が深く議論されたと捉えることはできない。若干の濃淡はあるが、府県の財政事情や昇格条件に制約され、また各校が抱える事情を受け、現実的な対応として統合が行われた事実を浮き彫りにしている⁶⁷。これらの大学においては、統合結果としての共学化という側面が強かったといえる。

次に、旧女専の専門分野の統合大学での位置を確認すると、県立宮城女専（国語科・生活科・被服科⁶⁸）は農学部家政学科に、都立女専（数学・物理化学・生活科：夜間も含む）は理学部の一部に、京都府立女専（国語科・物理化学科・生活科・被服科）は文家政学部、大阪市立女専（被服科・育児科・英語科・数学科）は家政学部になっている。統合後の大学に旧女専の専門分野・教員・施設・設備などが引き継がれるのは「当然」ともいえるが、3大学に家政学部や家政学科などとして旧女専の専門分野が残されたことは、留意すべき重要な事実である。すなわちこの事実は、都立大学を除く統合大学においても、女性の特性と専門が結びついた形で理解されていたことを示すものといえよう。

さらに、共学化の観点から統合化を捉えると、上述した事実から明らかなように、統合の結果として共学がもたらされた面が強く、共学の積極的な支持の下に統合が行われたことを示す沿革史記述に触れることはできなかった。なお、統合大学の学部・学科の男女別在籍数など共学化の実態やその後の家政系学部・学科の変化などは今後検討したい。

以上、公立女専の大学昇格を別学制と共学制の観点から分析したが、別学・共学を選択した理由や背景はかなり個別的であったことが明らかになる。女子大学を選択した府県では特性教育論が主張されたが、全体としては都府県などの財政的理由や各校の事情が複雑に交錯し、実現可能性が優先され、現実的な対応がとられたことが分かる。

注

- ¹ 湯川次義「戦後教育改革期における女子医学専門学校の大学『昇格』に関する一考察」『教育学研究科紀要』（早稲田大学）、24号、2014年。
- ² 上村千賀子『女性解放をめぐる占領政策』（勁草書房、2007年）、土屋由香「アメリカの対日占領政策における女子高等教育改革」『地域文化研究』20巻、1994年、石井留奈「戦後日本の女子高等教育改革における女性リーダーの役割」『国際学レビュー』12号、2000年、野坂尊子「戦後教育改革期における『家政学』理解」『大学教育学会誌』23巻2号、2001年。
- ³ 真橋美智子「新制女子大学の誕生までの経緯と初期の女子大学」『日本女子大学紀要 人間社会学部』23号、2012年、湯川次義「戦後の旧学制下における女子大学設立構想に関する

- 一考察』『学術研究』（人文科学・社会科学編、早稲田大学教育・総合科学学術院）、62号、2014年、湯川「新制女子大学の設立過程に関する一考察」『学術研究』64号、2016年。
- ⁴ 村田鈴子「第1章公立大学の歴史」村田編著『公立大学に関する研究』多賀出版、1994年。
- 野坂「戦後高等教育改革期における家政教育の再編」『大学教育学会誌』22巻2号2000年。
- ⁵ 「新制大学の設置並に新制高等学校への転換実施要項（案）」『大田周夫旧蔵資料』国立教育政策研究所教育図書館蔵。
- ⁶ 国立教育政策研究所教育図書館蔵の「戦後教育資料」には、1948年3月時点で作成された「旧制大学高等専門学校の新制大学切替え調」との文書がある（VI-10）。
- ⁷ 「専門学校長会議」の「議事」としては、「1. 大学設立基準について」「2. 高等学校設立基準について」「3. 大学昇格に伴う専門学校生徒措置について」であった（『大田周夫旧蔵資料』）。
- ⁸ 「高等学校長会議」（『大田周夫旧蔵資料』）。
- ⁹ 文部省大学学術局技術教育課『専門学校資料（下）』1956年。
- ¹⁰ 公立女子専門学校の統合校としては、宮城県立女専だけが国立東北大学と統合したが、他は同一の都・府・市立高等教育機関と統合している。なお、北海道立女子医学専門学校を母体に1950年に札幌医科大学が設立されているが、同校の場合は47年6月の大学昇格を見送り、50年に医科大学として設けたのであり、同校については稿を改めて考察する。
- ¹¹ これらが短期大学となった理由は、4年制大学を目指したが大学設置委員会の審査で不可とされた長野県立女専のような事例も多かったと推察される。なお、短大の校名に女子を付すものは5校、付さないものは5校である。
- ¹² 熊本女子大学は1994年に学部を新設するとともに共学化し、大阪女子大学は2005年に他の府立大学2校と統合し、高知女子大学は2011年に共学化した。
- ¹³ 『大阪女子大学五十年史』、大阪女子大学、1976年、39頁。
- ¹⁴ 同前、38頁。
- ¹⁵ 48年3月31日に文部省学校教育局長名で大学設置認可申請書は4、5月頃までに提出するよう求める通牒が発せられている。その後、7月末と修正されている（「新制大学設置認可申請書の呈出について」『法政大学と戦後五〇年 資料篇三』、法政大学、2000年、75頁）。
- ¹⁶ 『大阪女子大学70年の歩み』、大阪女子大学、1994年、115頁。
- ¹⁷ 『大阪女子大学 80年の歴史』、大阪女子大学、2005年、80頁。
- ¹⁸ 『大阪女子大学五十年史』、39頁。
- ¹⁹ 『大阪女子大学70年の歩み』、115頁。
- ²⁰ 「府立女専を女子大に」『大阪朝日新聞』1948年6月24日、2面。
- ²¹ 『昭和二十三年七月 定例大阪府会速記録 第二号』、1948年7月29日、13頁。
- ²² 「昭和二十四年二月 定例大阪府会速記録 第一号」、1949年2月28日、17頁。
- ²³ 『大阪女子大学五十年史』、40頁。
- ²⁴ 大学設置委員会の審査は、①教員資格審査、②当該校の実地調査、③当局者との話し合い、の後各審査会の合同委員会でまとめた審査結果を総会で決定し、それを文部省に答申するというプロセスで行われた。林太郎「新制女子大学と家政学部の創設事情」『東京家政学院大学紀要』10号、1970年、30頁。
- ²⁵ 「全国医専の整理処置決定」『日本医事新報』1315号（1947年7月）、9頁。
- ²⁶ 『高知女子大学三十年史』、高知女子大学、1977年、28・29頁。
- ²⁷ 『昭和二十三年二月高知県議会定例会議事速記録 第六号』1958年3月9日106、111頁。
- ²⁸ 『高知女子大学三十年史』、55頁。
- ²⁹ 「女専は四年制女子大に」『高知新聞』1948年5月29日、2面。
- ³⁰ 『昭和二十三年六月 高知県議会定例会議事速記録 第四号』、1958年7月1日、125頁。
- ³¹ 『高知女子大学三十年史』、55頁。
- ³² 『熊本県立大学開学五十周年記念誌』、熊本県立大学、1998年、46・47頁。
- ³³ 「熊本県立女子専門学校を大学に昇格する建議案」『熊本県議会速記録 昭和二十二年十月定例会』第三号、1947年10月30日、195～198頁。
- ³⁴ 同前、199頁。

- 35 『熊本県立大学開学五十周年記念誌』、47、49 頁。
- 36 『昭和二十三年 県立熊本女子大学設置認可申請書 熊本県』熊本県庁蔵。
- 37 同前。
- 38 『熊本県議会速記録 昭和二十二年十月定例会 第三号』、1947 年 10 月 30 日、199 頁。
- 39 米田昇「昇格までのあれこれ」『四十年の歩み』福岡女子大学筑紫海会、1959 年 23～27 頁。
- 40 同前、23 頁。
- 41 『福岡女子大学五十年史』、福岡女子大学、1973 年、205 頁。
- 42 米田「前掲」『四十年の歩み』、25 頁。
- 43 『福岡女子大学五十年史』、206 頁。
- 44 同上、207・208 頁。
- 45 米田「前掲」『四十年の歩み』、23～27 頁。
- 46 大学設置委員会委員であった林太郎（東京女高師教授）は、新制女子大学は「すべてその本質的な必要性の検討の上に設置されたものではなく、各校の伝統の上に設けられた」との興味深い指摘をしている（林「前掲」、21 頁）。
- 47 海後宗臣・寺崎昌男編『大学教育』、東京大学出版、1969 年、48 頁。
- 48 『大阪女子大学設置申請書』国立公文書館蔵（4A 9-9 72）。
- 49 「新制大学審査報告書要領」（大阪女子大学）、『昭和二十四年二月大学設置委員会第七回総会提出 新制大学審査報告書要領』国立教育政策研究所教育図書館「戦後教育資料」（VI-318）。
- 50 『大阪女子大学 80 年の歴史』、81 頁。
- 51 当初の 2 学部構想に対する同校の意欲は強く、申請書の「将来の計画」において「大阪府予算に余裕の出来次第」生活学科を充実拡充し、「出来れば家政学部門を独立させ、人文学部と共に二学部制にしたい」と記している（『大阪女子大学認可申請書』）。
- 52 『高知女子大学設置認可申請書類』、国立公文書館蔵（4A 9-9 91）。
- 53 「新制大学審査報告書要領」（高知女子大学）、『昭和二十四年二月 大学設置委員会第七回総会提出新制大学審査報告書』、「戦後教育資料」（VI-318）。
- 54 『高知女子大学五十年史』、高知女子大学、1995 年、26 頁。
- 55 死亡の 2 人を除き、高知女専の教授全員が女子大学に就任したとされている（野坂「戦後高等教育改革期における家政教育の再編」『大学教育学会誌』22 巻 2 号、115 頁）。
- 56 『高知女子大学五十年史』、26 頁。
- 57 『県立熊本女子大学設置認可申請書』、国立公文書館蔵（4A 9-9 98）。
- 58 「新制大学審査報告書要領」（熊本女子大学）、『昭和二十四年三月 第八回総会提出 申請大学審査報告書要領』、「戦後教育資料」（VI-319）。
- 59 『熊本県立大学開学五十周年記念誌』、110・111 頁。
- 60 『福岡女子大学設置認可申請書』国立公文書館蔵（4A 9-9 94）。
- 61 「新制大学審査報告書要領」（福岡女子大学）、『昭和二十五年一月（大学設置委員会第一二回総会提出）新制大学審査報告書要領』、「戦後教育資料」（VI-321）。
- 62 『宮城県女子専門学校史』、宮城県女子専門学校同窓会白楊会、1986 年、308～311 頁。この件については、富士原雅弘「宮城県女子専門学校の設置と存廃問題」『研究紀要』70 号、日本大学文理学部人文科学研究所、2005 年にも詳しい。
- 63 『東京都立大学三十年史』、東京都立大学、1981 年、25 頁。理学部は、数学・物理・化学・生物学科から構成されていた。
- 64 『京都府立大学百年誌』、京都府立大学開学百周年記念事業会、1995 年、27・28 頁。
- 65 『大阪市立大学百年史 部局編下巻』、大阪市立大学、1983 年、827 頁。
- 66 同上、827 頁。
- 67 都立女子大学構想から総合大学に転換した背景には、「施設・設備や教員人事構成の限界」という判断と都長官の積極的支持があったとしている（『都立大学三十年史』、51 頁）。
- 68 各女専の専門分野は『専門学校資料（下）』による。